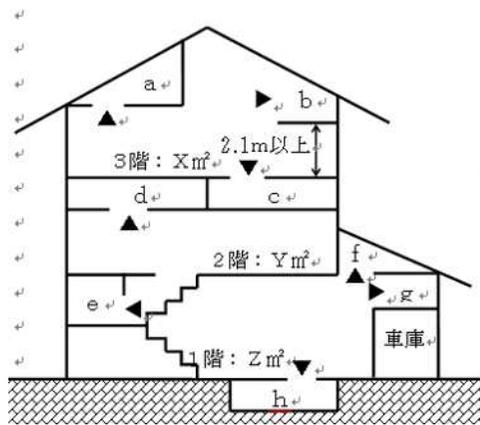


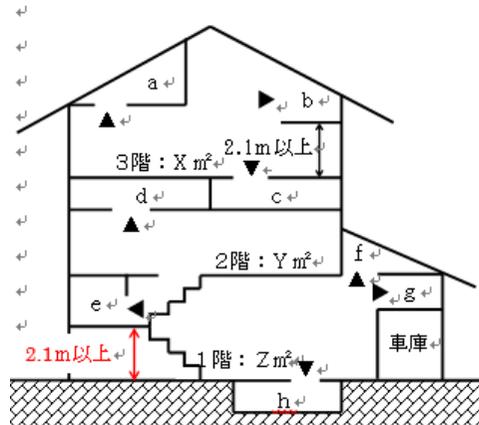
旧	新
<p>法 2 - 建築物の定義</p> <p>1 建築物の定義</p> <p>法第 2 条第 1 号の規定により、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものは原則として建築物として取り扱うが、次の要件をすべて満たす小規模な倉庫は建築物に該当しない。なお、建築物に該当しない場合であっても、法第 4 2 条に規定する道路上には設置しないこと。</p> <p>ア 内部に人が立ち入らない小規模（内部の高さ 1 . 4 m 以下又は奥行 1 m 以内で床面積 2 ㎡以内）なもの。</p> <p>イ 物品等の陳列保管の用途に供し、外部から使用するもの。</p>	<p>法 2 - 建築物の定義</p> <p>1 建築物の定義</p> <p>法第 2 条第 1 号の規定により、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものは原則として建築物として取り扱うが、次の要件をすべて満たす小規模な倉庫は建築物に該当しない。なお、建築物に該当しない場合であっても、法第 4 2 条に規定する道路上には設置しないこと。</p> <p>ア 内部に人が立ち入らない小規模（内部の高さ 1 . 4 m 以下又は奥行 1 m 以内）のもの。</p> <p>イ 物品等の陳列保管の用途に供し、外部から使用するもの。</p>
<p>法 8 5 - 仮設建築物の許可の取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">法第 8 5 条第 5 項</p> <p>1 住宅展示場・モデルルームの許可 （略）</p> <p>エ 準防火地域の場合には、<u>法第 6 2 条第 2 項、第 6 3 条及び第 6 4 条</u>の規定に適合していること。</p> <p>2 （略）</p>	<p>法 8 5 - 仮設建築物の許可の取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">法第 8 5 条第 6 項</p> <p>1 住宅展示場・モデルルームの許可 （略）</p> <p>エ 準防火地域の場合には、<u>法第 6 1 条及び第 6 2 条</u>の規定に適合していること。</p> <p>2 （略）</p>
<p>法 9 2 - 小屋裏物置等の取扱い （略）</p>	<p>法 9 2 - 小屋裏物置等の取扱い （略）</p>

階とみなさない小屋裏物置等の条件



- $a + b + c < X / 2$
 $d < Y / 2$
 $e + f + g + h < Z / 2$
 $c + d < X / 2$ かつ $Y / 2$
 $e + f + g < Y / 2$ かつ $Z / 2$
- a : 3階小屋裏物置の水平投影面積
 b : 3階ロフトの水平投影面積
 c : 3階床下物置の水平投影面積
 d : 2階天井裏物置の水平投影面積
 e : 1階階段横物置の水平投影面積
 f : 1階下屋物置の水平投影面積
 g : 1階車庫天井裏物置の水平投影面積
 h : 1階床下物置の水平投影面積

階とみなさない小屋裏物置等の条件



- $a + b + c < X / 2$
 $d < Y / 2$
 $e + f + g + h < Z / 2$
 $c + d < X / 2$ かつ $Y / 2$
 $e + f + g < Y / 2$ かつ $Z / 2$
- a : 3階小屋裏物置の水平投影面積
 b : 3階ロフトの水平投影面積
 c : 3階床下物置の水平投影面積
 d : 2階天井裏物置の水平投影面積
 e : 1階階段横物置の水平投影面積
 f : 1階下屋物置の水平投影面積
 g : 1階車庫天井裏物置の水平投影面積
 h : 1階床下物置の水平投影面積
- X : 3階床面積
 Y : 2階床面積
 Z : 1階床面積

安全 17 - 共同住宅等の主要な出入口等の取扱い

安全条例第 17 条

1 主要な出入口の定義

(略)

メインエントランスがピロティー等に通じている場合において、十分に外気に開放された通路 屋内部分と耐火建築物であれば耐火構造、それ以外の建築物は準耐火構造の壁、床又は特定防火設備で令第 112 条第 14 項第 2 号に定めるもので区画し、通路の壁及び天井の下端及び仕上げを不燃材料とする 駐車場や駐輪場等の屋内的用途に供さないことなど、避難上の安全に十分な担保性が図られる場合に限って、ピロティー等の通路部分を建築物内部とみなし、ピロティーから屋外(上空開放)に至る位置を、主要な出入口と位置付けることができる。

(略)

安全 17 - 共同住宅等の主要な出入口等の取扱い

安全条例第 17 条

1 主要な出入口の定義

(略)

メインエントランスがピロティー等に通じている場合において、十分に外気に開放された通路 屋内部分と耐火建築物であれば耐火構造、それ以外の建築物は準耐火構造の壁、床又は特定防火設備で令第 112 条第 19 項第 2 号に定めるもので区画し、通路の壁及び天井の下端及び仕上げを不燃材料とする 駐車場や駐輪場等の屋内的用途に供さないことなど、避難上の安全に十分な担保性が図られる場合に限って、ピロティー等の通路部分を建築物内部とみなし、ピロティーから屋外(上空開放)に至る位置を、主要な出入口と位置付けることができる。

(略)